佐賀県規則第21号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和57年佐賀県規則第28号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(貸付けの申請)

第2条 法第13条第1項、法第31条の6第1項又は法第32条第1項 の規定により、資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書 (様式第1号)に当該貸付けを受けようとする者が法第6条第1 項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配 偶者のない男子(以下「配偶者のない者」という。)であって現に 児童を扶養しているもの若しくはその扶養している児童(配偶者 のない者であって現に児童を扶養しているものが同時に民法(明 治31年法律第9号) 第877条の規定により20歳以上である子その他 これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である 子その他これに準ずる者を含む。以下「配偶者のない者が扶養し ている児童」という。)であること又は法第6条第4項に規定する 寡婦若しくは法第32条第1項に規定する寡婦の被扶養者(第4号 において「寡婦の被扶養者」という。) 若しくは法附則第6条第1 項に規定する者であることを証する戸籍謄本、住民票の写し、所 得を証明することができる書類等の書類を添付するほか、次の各 号に掲げる資金については、それぞれ当該各号に定める書類を添 えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が他の書類 により配偶者のない者であって現に児童を扶養しているもの又は 配偶者のない者が扶養している児童であることが確認できると認 めるときは、戸籍謄本の添付を省略することができる。

(1)~(7) 略

(8) 令第3条第7号、第31条第7号又は令第32条第6号に規定す

(貸付けの申請)

第2条 法第13条第1項、法第31条の6第1項又は法第32条第1項 の規定により、資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書 (様式第1号)に当該貸付けを受けようとする者が法第6条第1 項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配 偶者のない男子(以下「配偶者のない者」という。)であって現に 児童を扶養しているもの若しくはその扶養している児童(配偶者 のない者であって現に児童を扶養しているものが同時に民法(明 治31年法律第9号) 第877条の規定により20歳以上である子その他 これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である 子その他これに準ずる者を含む。以下「配偶者のない者が扶養し ている児童」という。)であること又は法第6条第4項に規定する 寡婦若しくは法第32条第1項に規定する寡婦の被扶養者(第4号 において「寡婦の被扶養者」という。) 若しくは法附則第6条第1 項に規定する者であることを証する戸籍謄本、住民票の写し、所 得を証明することができる書類等の書類を添付するほか、次の各 号に掲げる資金については、それぞれ当該各号に定める書類を添 えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が他の書類 により配偶者のない者であって現に児童を扶養しているもの又は 配偶者のない者が扶養している児童であることが確認できると認 めるときは、戸籍謄本の添付を省略することができる。

(1)~(7) 略

(8) 令第3条第8号、第31条第8号又は令第32条第6号に規定す

改正前	改正後
る資金(以下「住宅資金」という。) 住宅工事計画書(様式第 5号)	る資金(以下「住宅資金」という。) 住宅工事計画書(様式第 5号)
(9) <u>今第3条第8号、第31条第8号</u> 又は令第32条第7号に規定する資金(以下「転宅資金」という。) 住宅の賃貸借契約書の写し	(9) 令 <u>第3条第9号</u> 、 <u>第31条第9号</u> 又は令第32条第7号に規定す
(10) 令 <u>第3条第10号、第31条第10号</u> 又は令第32条第9号に規定 する資金(以下「結婚資金」という。) 婚姻することを証する 書類	(10) 令 <u>第3条第11号、第31条第11号</u> 又は令第32条第9号に規定 する資金(以下「結婚資金」という。) 婚姻することを証する 書類
2 · 3 略	2 · 3 略

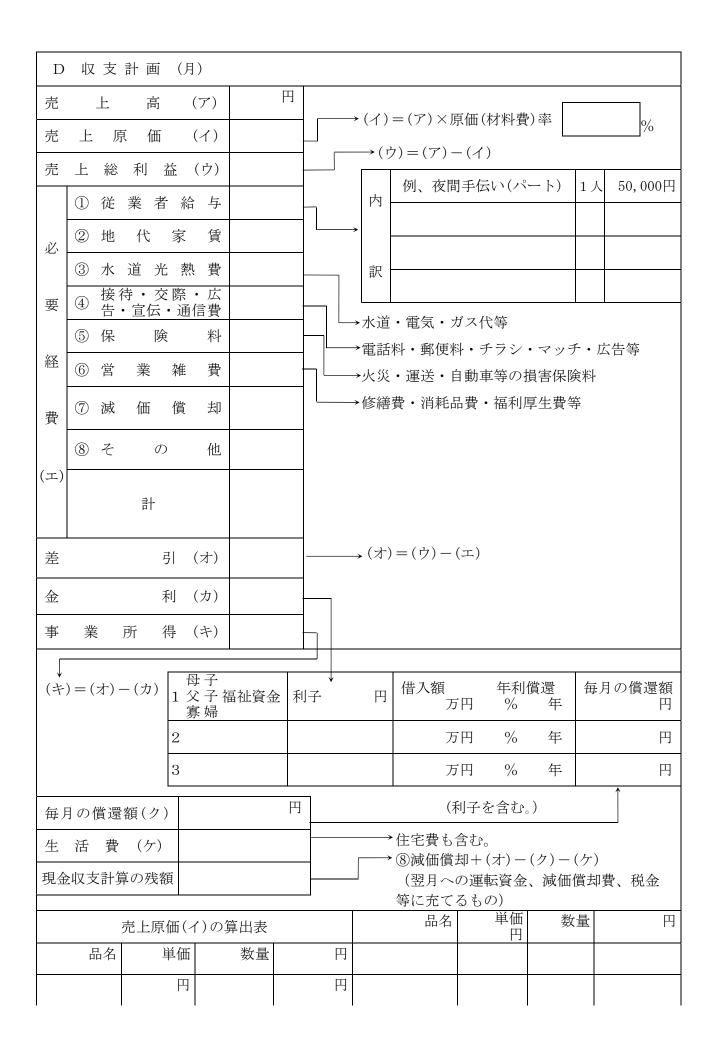
様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第2条関係)

事 業 計 画 書

A 事業概要									
申請者氏名			住所						
業 種 名				ŧ	請金額	Ę			円
事業開始(予定)時期		年	月	目					
事業の中心者				申請者続	音との 柄				
事業の協力者				申請者続	音との 柄				
	住 所			店名			電話 (()	
	(付近略図	회)							
事									
業									
755									
所									
在									
地									
店舗等の規模	m	2 1自分のもの	2借地 3信	告店舗	4その ())	賃借料	ŀ	円
立地分類	1 住宅地 7 郊外	2 商店街 8 ターミナル	3飲食店街 9その他		ごジネス	街 5]	工場地帯	6 団	地
競合店関係	同種の競合店	1多い 1繁昌し ている	2少ない 2してい ない	業種は も同時 営業店	間帯の		昌して	2少な 2して ない	(V)
客層	1 サラリー7 農林漁業		生 3自由その他(業 4	1 主婦・	O L (5工員	6 商業	従事者
営 業 時 間		時	分 ~		時	分	۲		
事業経験年数	経 年 数	業種名	年	従 月 年		業種名		年	月
事業に必要な	1 有() %	(写しを添	付する	 こと	
免許・許可等	2 無	取得見込年月日						月	日

В	資	金調	達・	投資	計画											
1	店	舗	造	作	費		6	⑥ 自 己 資				金 円				
2	設	備	関	係	費		(7) 借	母子 子 寡婦	福	祉 賞	金金		円			
3	什						円	入						円		
4	権利	金	A ら	景しえな	てもい額		 金						円			
	敷金	:等	B B ら	還しえる	ても る 額		円							円		
(5)	A	開	美	E	費		8 そ の						円			
	В	運	転	資	金		円	他						円		
		•	計				円		計							
С	売															
1	飲食店喫茶店の場合 1 															
2	洋裁の仕立等の場合															
3	間貸し等の場合															
- その他の場合(算式) 4																
	売 上 見 込 等 $\left(egin{array}{c} 1$ 日又は $1 \\ $ 月当たり						仕 入 先 得意先(見						見 込)			
		品名			単価	数量	円		品名		上入先	得意先		人		
営業方針(価格、品質、味、メニュー、サービス、イメージ、販売ポイント等)																



資金の使途明細 別紙見積書のとおり 店舗等の見取図

> 事業計画の策定について、指導・助言を行いました。 <u>商工会議所</u> 役職:

> > 氏名:

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後					
様式第4号(第2条関係) 略 略	様式第4号(第2条関係) 略 事業計画の策定について、指導・助言を行いました。					
	<u> </u>					

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。